

2-1 歳入決算の状況

(1) 科目別歳入決算の状況

平成25年度の歳入決算額は、270億円で前年度に比べ45億円の増となりました。これは、市税（3億3千万円）、国庫支出金（8億8千万円）、繰入金（30億円）、市債（4億5千万円）などが増となったことによります。

主な理由については、次ページ以降の各項目をご覧ください。

なお、前年度との比較した科目別歳入決算の状況は、表4、図3をご覧ください。

表4 科目別歳入決算の状況

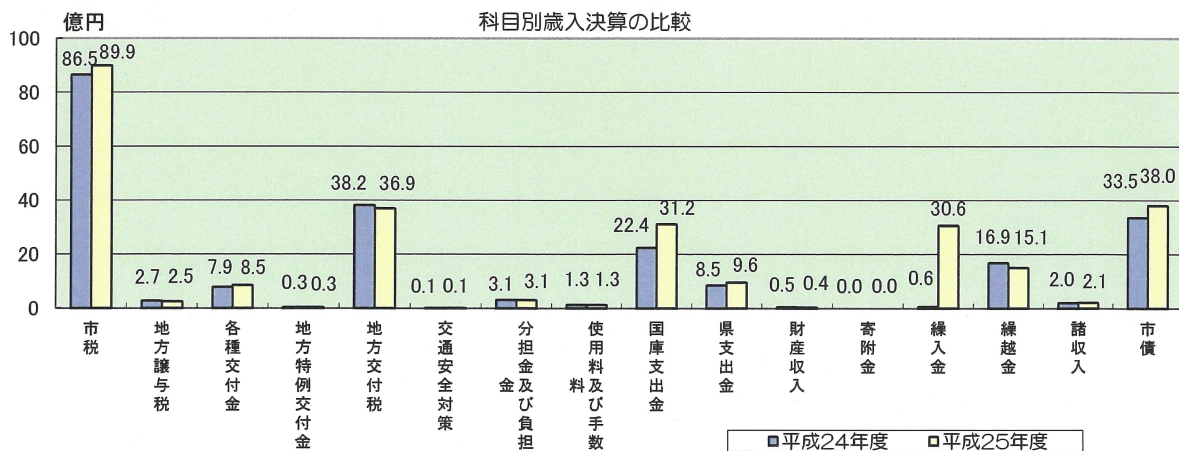
(単位：千円、%)

区 分	平成25年度		平成24年度		比 較		市民1人あたり負担額 (円)
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比	増減 A-B	伸び率 (A-B)/B	
市 税	8,985,322	33.3	8,654,949	38.6	330,373	3.8	194,648
地方譲与税	254,026	0.9	267,306	1.2	△13,280	△5.0	5,503
各種交付金	849,450	3.2	788,732	3.5	60,718	7.7	18,401
地方特例交付金	26,701	0.1	25,704	0.1	997	3.9	578
地方交付税	3,688,395	13.7	3,820,455	17.0	△132,060	△3.5	79,901
交通安全対策特別交付金	6,033	0.0	6,182	0.0	△149	△2.4	131
分担金及び負担金	311,092	1.2	305,067	1.4	6,025	2.0	6,739
使用料及び手数料	128,852	0.5	128,798	0.6	54	0.0	2,791
国庫支出金	3,122,279	11.6	2,244,295	10.0	877,984	39.1	67,637
県支出金	963,973	3.6	854,391	3.8	109,582	12.8	20,882
財産収入	40,097	0.1	50,766	0.2	△10,669	△21.0	869
寄附金	3,054	0.0	905	0.0	2,149	237.5	66
繰入金	3,062,527	11.4	61,619	0.3	3,000,908	4,870.1	66,343
繰越金	1,512,296	5.6	1,691,433	7.5	△179,137	△10.6	32,761
諸収入	208,592	0.8	202,875	0.9	5,717	2.8	4,519
市 債	3,798,394	14.1	3,347,079	14.9	451,315	13.5	82,284
合 計	26,961,084	100.0	22,450,556	100.0	4,510,528	20.1	584,054

注) 市民1人あたり負担額は平成25年度の数値です。(人口は、H26.3.31現在住民基本台帳人口46,162人)

表示単位未満四捨五入のため、計算が合わない場合があります。

図3 科目別歳入決算の比較



(2) 市税

平成25年度の市税収入は、表5のとおり、89億9千万円で前年度に比べ3億3千万円(3.8%)の増となりました。

市民税については、法人分が企業収益の増加により2億8千万円(24.9%)の増となり、個人分と合わせると前年度に比べ2億9千万円(8.3%)の増となりました。市たばこ税については、4千万円(12.1%)の増となりました。

なお、これまでの市税収入額の推移については表6、図4をご覧ください。

表5 市税決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成25年度		平成24年度		比 較		市民1人 あたり 負担額 (円)
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比	増減 A-B	伸び率 (A-B)/B	
市 民 税	3,817,975	42.5	3,523,886	40.7	294,089	8.3	82,708
個 人	2,418,525	26.9	2,403,552	27.8	14,973	0.6	52,392
法 人	1,399,450	15.6	1,120,334	12.9	279,116	24.9	30,316
固 定 資 産 税	4,705,342	52.4	4,708,008	54.4	△ 2,666	△ 0.1	101,931
軽 自 動 車 税	119,906	1.3	117,588	1.4	2,318	2.0	2,598
市 た ば こ 税	332,009	3.7	296,049	3.4	35,960	12.1	7,192
鉱 産 税	10,090	0.1	9,418	0.1	672	7.1	219
合 計	8,985,322	100.0	8,654,949	100.0	330,373	3.8	194,648

注) 市民1人あたり負担額は平成25年度の数値です。(人口は、H26.3.31現在住民基本台帳人口46,162人)

表示単位未満四捨五入のため、計算が合わない場合があります。

表6 市税収入額の推移

(単位：百万円)

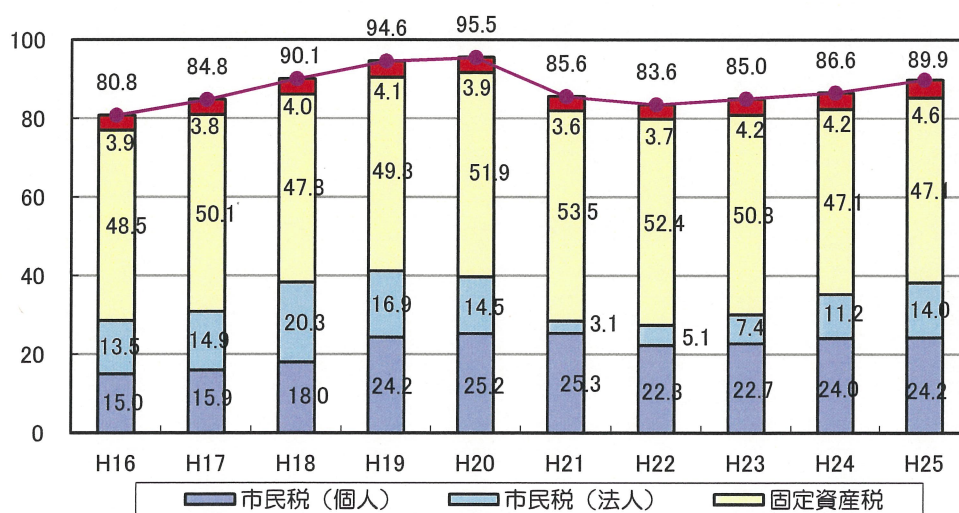
区 分	H16	H17	H18	H19	H20
市 民 税	2,849	3,082	3,826	4,116	3,970
個 人	1,499	1,594	1,798	2,424	2,521
法 人	1,349	1,488	2,027	1,692	1,449
固 定 資 産 税	4,846	5,014	4,783	4,934	5,191
軽 自 動 車 税	100	101	104	107	108
市 た ば こ 税	274	272	286	295	273
鉱 産 税	12	12	11	11	11
特別土地保有税	0	0	0	0	0
合 計	8,080	8,481	9,010	9,462	9,553

区 分	H21	H22	H23	H24	H25
市 民 税	2,844	2,739	3,009	3,524	3,818
個 人	2,531	2,226	2,274	2,404	2,419
法 人	314	514	735	1,120	1,399
固 定 資 産 税	5,352	5,241	5,075	4,708	4,705
軽 自 動 車 税	111	113	114	118	120
市 た ば こ 税	245	252	292	296	332
鉱 産 税	9	9	9	9	10
特別土地保有税	0	0	0	0	0
合 計	8,560	8,355	8,500	8,655	8,985

注) 表示単位未満四捨五入のため、計算が合わない場合があります。

図4 市税収入額の推移

億円



(3) 地方譲与税

平成25年度の地方譲与税は、表7のとおり、2億5千万円で前年度に比べ1千3百万円(5.0%)の減となりました。

自動車重量譲与税が前年度に比べ1千百万円の減となりました。

表7 地方譲与税決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成25年度		平成24年度		比 較	
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比	増減 A-B	伸び率 (A-B)/B
自動車重量譲与税	176,416	69.4	187,808	70.3	△11,392	△6.1
地方揮発油譲与税	77,610	30.6	79,498	29.7	△1,888	△2.4
合 計	254,026	100.0	267,306	100.0	△13,280	△5.0

注) 表示単位未満四捨五入のため、計算が合わない場合があります。

地方譲与税・・・ 国が徴収した特定の税を一定の基準により市町村に譲与するものです。
自動車重量譲与税・・・ 自動車重量税の1,000分の407を自動車重量譲与税として市町村に譲与されるものです。
地方揮発油譲与税・・・ 地方道路税を市町村の区域内にある市町村道の延長及び面積に按分して譲与されるものです。
平成21年度からの道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路譲与税の名称が地方揮発油譲与税に改められ、用途は道路事業に限定されていましたが、用途制限は廃止されました。

(4) 各種交付金

平成25年度の各種交付金総額は、表8のとおり、8億5千万円で前年度に比べ6千万円(7.7%)の増となりました。

配当割交付金は、前年度に比べ1千4百万円(96.8%)の増、株式等譲渡所得割交付金は、前年度に比べ4千5百万円(1,226.4%)の増となりました。

表8 各種交付金決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成25年度		平成24年度		比 較	
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比	増減 A-B	伸び率 (A-B)/B
利子割交付金	19,271	2.3	18,579	2.4	692	3.7
配当割交付金	28,949	3.4	14,707	1.9	14,242	96.8
株式等譲渡所得割 交 付 金	48,493	5.7	3,656	0.5	44,837	1,226.4
地方消費税交付金	487,210	57.4	491,398	62.3	△4,188	△0.9
ゴルフ場利用税 交 付 金	162,440	19.1	166,388	21.1	△3,948	△2.4
自動車取得税 交 付 金	103,087	12.1	94,004	11.9	9,083	9.7
合 計	849,450	100.0	788,732	100.0	60,718	7.7

注) 表示単位未満四捨五入のため、計算が合わない場合があります。

利子割交付金	道府県民税の利子割収入額のうち、本来、市町村民税分に相当する額が市町村に交付されるものです。
配当割交付金	道府県民税の配当割課税収入額のうち、本来、市町村が徴収するべきである100分の59.4に相当する額が市町村に交付されるものです。
株式譲渡所得割交付金	道府県民税の株式譲渡課税収入額のうち、本来、市町村民税が徴収するべきである100分の59.4に相当する額が市町村に交付されるものです。
地方消費税交付金	都道府県民税の地方消費税収入額のうち、本来、市町村分と考えられる2分の1に相当する額が市町村に交付されるものです。
ゴルフ場利用税交付金	ゴルフ場所在の市町村に対し、都道府県が徴収した当該ゴルフ場利用税額の10分の7に相当する額が市町村に交付されるものです。
自動車取得税交付金	都道府県の自動車取得税収入額のうち、本来市町村分と考えられる額約70%に相当する額が市町村に交付されるものです。

(5) 地方特例交付金

平成25年度の地方特例交付金は、表9のとおり、2千7百万円となりました。

住宅借入金等特別税額控除による減収により前年度に比べ1百万円(3.9%)の増となりました。

表9 地方特例交付金決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成25年度		平成24年度		比 較	
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比	増減 A-B	伸び率 (A-B)/B
地方特例交付金	26,701	100.0	25,704	100.0	997	3.9

地方特例交付金・・・ 所得税(国税)から住民税(地方税)への税源移譲の影響により、所得税から控除しきれなくなった住宅借入金特別税額控除額について、翌年度の個人住民税(所得割)からも控除が受けられることとなり、この減収を補てんするために創設されたものです。
 児童手当及び子ども手当特例交付金と減収補てん特例交付金(自動車取得税交付金)は、年少扶養控除の廃止等に伴う市町村民税所得割の増収により、平成24年度から廃止されています。

(6) 地方交付税

平成25年度の地方交付税は、表10のとおり、36億9千万円で前年度に比べ1億3千万円(3.5%)の減となりました。

普通交付税は、企業収益の増加に伴う法人税の増加などにより基準財政収入額が9億9千万円増、合併特例債の償還が増となったことや、保健衛生費で予防接種に関する財源措置が見直されたことにより基準財政需要額が8億5千万円増となり、1億3千万円の減となりました。

特別交付税は、外部人材などの定住自立圏構想に要する経費が1千万円増となり、前年度に比べ2百万円の増となりました。

なお、地方交付税の推移は図5、基準財政収入額及び基準財政需要額の推移は図6、財政力指数(3か年平均)の推移は図7、財政力指数(単年度)の推移は図8をご覧ください。

表10 地方交付税決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成25年度		平成24年度		比 較	
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比	増減 A-B	伸び率 (A-B)/B
普通交付税	3,270,873	88.7	3,405,396	89.1	△134,523	△4.0
特別交付税	417,522	11.3	415,059	10.9	2,463	0.6
うち震災復興 特別交付税	23	0.0	22	0.0	1	4.5
合 計	3,688,395	100.0	3,820,455	100.0	△132,060	△3.5

注) 表示単位未満四捨五入のため、計算が合わない場合があります。

図5 地方交付税の推移

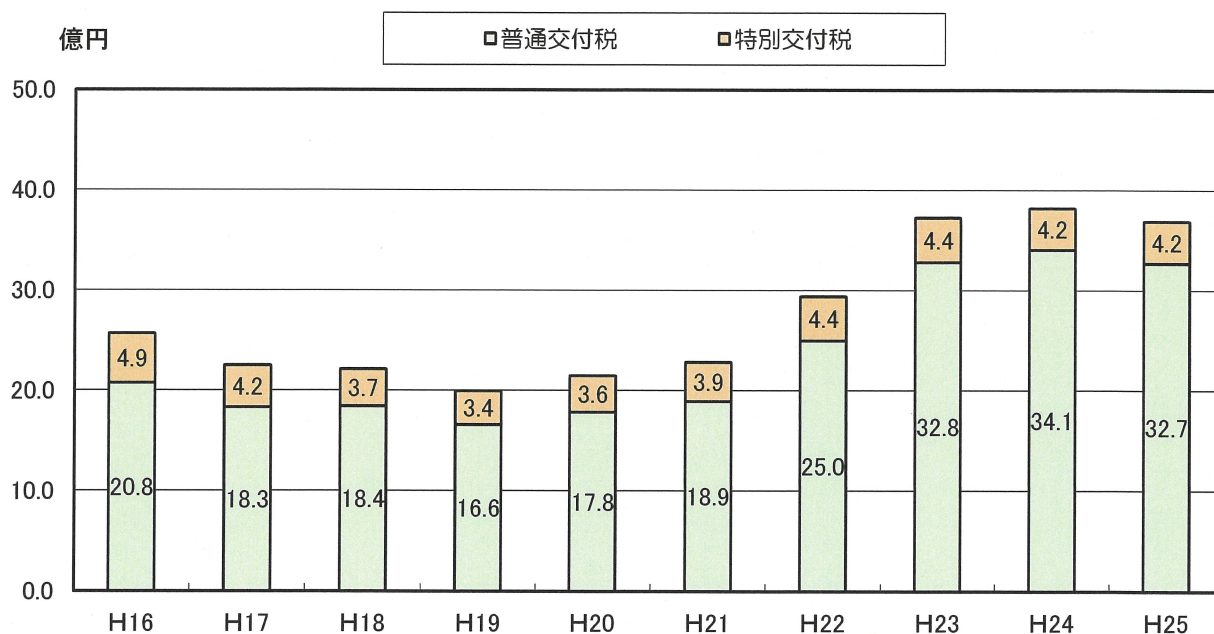


図6 基準財政収入額及び基準財政需要額の推移

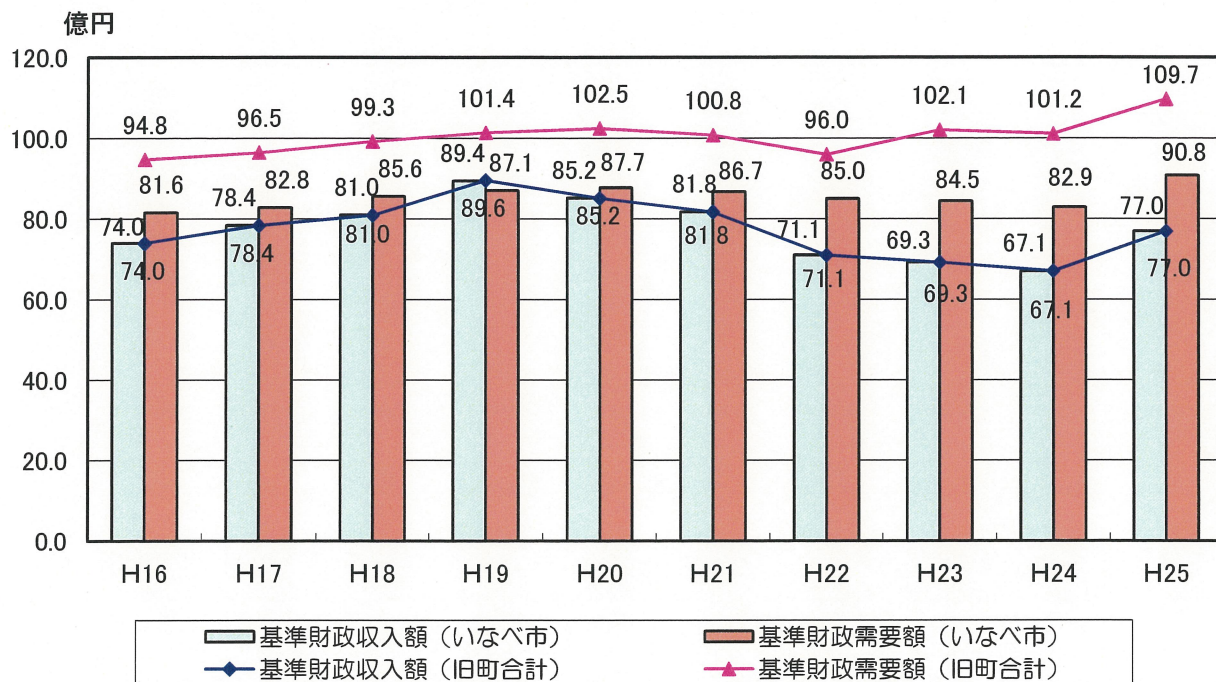


図7 財政力指数 (3か年平均) の推移

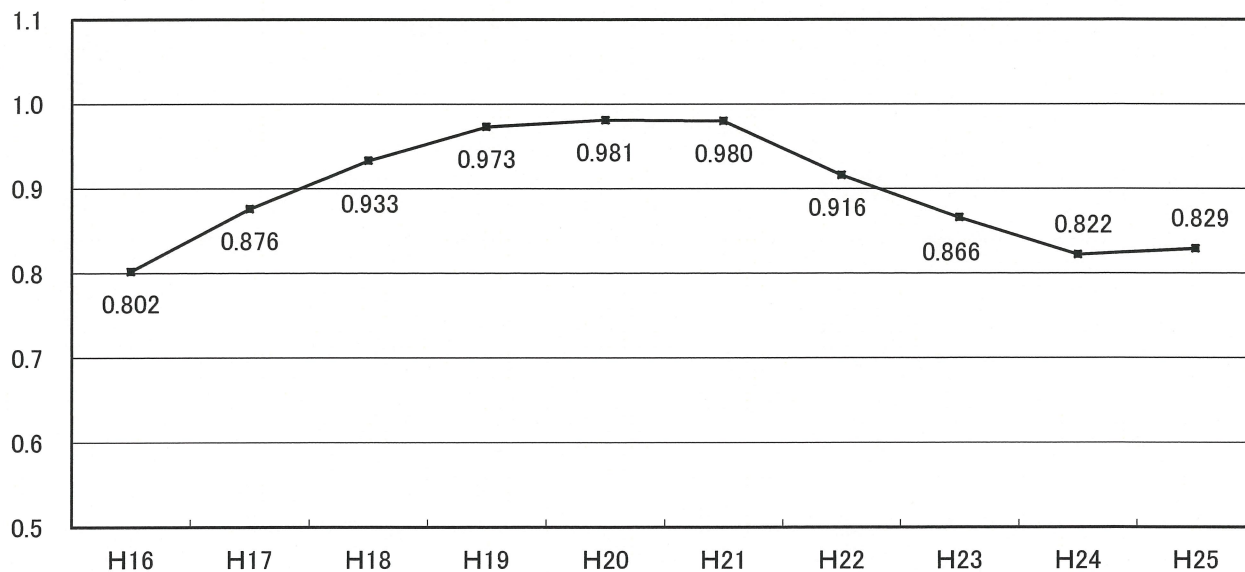
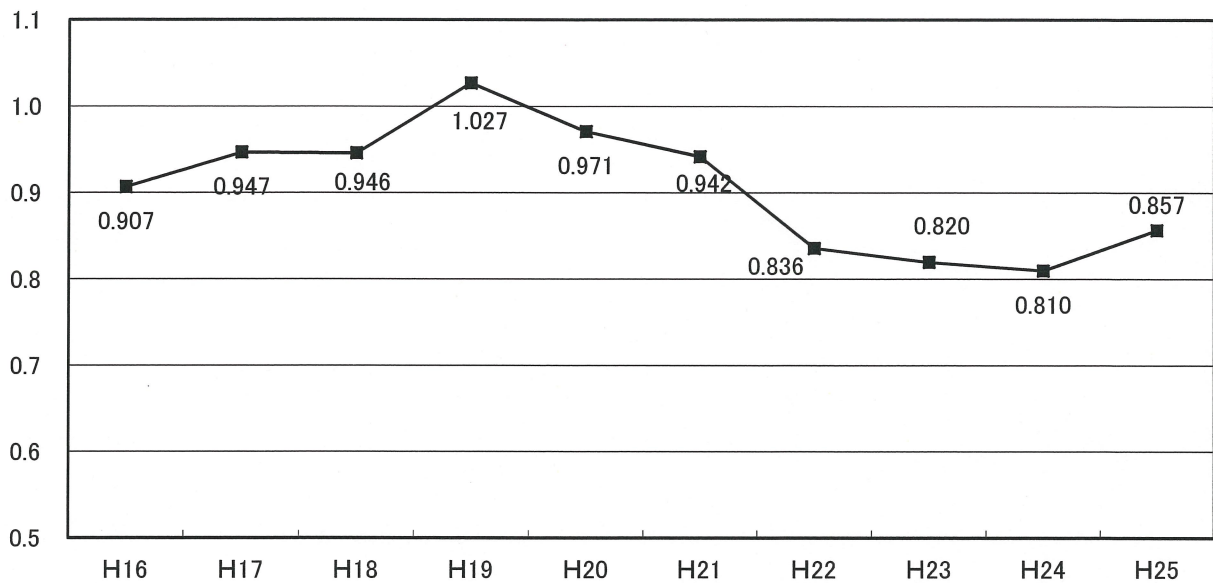


図8 財政力指数（単年度）の推移



地方交付税制度・・・ 地方公共団体間の地域格差をなくすため財源の不均衡を是正し、すべての地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行うのに必要な財源が確保される制度です。

普通交付税・・・ 地方公共団体間の地域格差をなくし、一定の行政水準を確保できるようにするため、各地方公共団体に標準的な基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、財源不足額が生じる場合に交付されるものです。

特別交付税・・・ 普通交付税において捕捉されなかった特別の財政需要に対して、また災害等のため特別の財政需要の増加または財政収入の減少に対して交付されるものです。

基準財政収入額・・・ 地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態で徴収が見込まれる税収入を一定の方法により算定した額です。

基準財政需要額・・・ 地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、また施設を維持するための財政需要を一定の方法により算定した額です。

財政力指数・・・ 基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値の過去3年間の平均値をいい、地方公共団体の財政力を示す指数です。この数値が大きいほど財政力が豊かで、単年度の財政力指数が1を超える場合、普通交付税は不交付となります。

●合併による普通交付税の算定

普通交付税の算定は、合併による特例措置として合併算定替による普通交付税措置（合併後10年間、その後5年間で段階的に縮減）があり、旧4町の交付税額を個別に算定した合算額（個別算定）と合併後のいなべ市の交付税額（一本算定）とを比較し、多い方の額が交付税額となります。

(7) 交通安全対策特別交付金

平成25年度の交通安全対策特別交付金は、表11のとおり、6百万円で前年度とほぼ同額となりました。

表11 交通安全対策特別交付金決算の状況 (単位：千円、%)

区 分	平成25年度		平成24年度		比 較	
	決 算 額 A	構成比	決 算 額 B	構成比	増 減 A-B	伸び率 (A-B)/B
交通安全対策 特別交付金	6,033	100.0	6,182	100.0	△ 149	△ 2.4

交通安全対策特別交付金・・・ 道路交通法第128条第1項の規定により納付される反則金にかかる収入見込額から郵政取扱手数料相当額、通告書送付費支出金相当額を控除した金額が都道府県及び市町村の交通安全施設整備事業の財源として交付されるものです。

(8) 分担金及び負担金

平成25年度の手分担金及び負担金は、表12のとおり、3億1千万円で前年度に比べ6百万円の増となりました。

分担金は、台風被害に係る農地農業用施設災害復旧費分担金の増等により、8百万円の増となりました。

負担金は、広域入所受託運営費負担金や埋蔵文化財発掘調査費負担金の減等により、2百万円の減となりました。

表12 分担金及び負担金決算の状況 (単位：千円、%)

区 分	平成25年度		平成24年度		比 較	
	決 算 額 A	構成比	決 算 額 B	構成比	増 減 A-B	伸び率 (A-B)/B
分 担 金	16,154	5.2	8,145	2.7	8,009	98.3
負 担 金	294,938	94.8	296,922	97.3	△ 1,984	△ 0.7
合 計	311,092	100.0	305,067	100.0	6,025	2.0

注) 表示単位未満四捨五入のため、計算が合わない場合があります。

分 担 金・・・ 市が行う特定の事業に要する経費に充てるため、その事業によって利益を受ける者に対し、その受益を限度として徴収するものです。

負 担 金・・・ 国や地方公共団体が特定の事業を行う場合、その経費の全部又は一部に充てるために、その事務・事業の実施により特に利益を受ける等の特別の関係を持つ者に対して、国や地方公共団体が負担を命ずるものです。

(9) 使用料及び手数料

平成 25 年度の使用料及び手数料は、表 13 のとおり、1 億 3 千万円で前年度とほぼ同額となりました。

使用料は、斎場使用料等が増となりましたが、文化施設使用料や体育館使用料等が減となったことにより前年度とほぼ同額となりました。

手数料は、住民基本台帳手数料等が増となりましたが、廃棄物処理手数料等が減となったことにより前年度とほぼ同額となりました。

表13 使用料及び手数料決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成 25 年度		平成 24 年度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A-B	伸 び 率 (A-B)/B
使 用 料	55,502	43.1	54,979	42.7	523	1.0
手 数 料	73,350	56.9	73,820	57.3	△ 470	△ 0.6
合 計	128,852	100.0	128,798	100.0	54	0.0

注) 表示単位未満四捨五入のため、計算が合わない場合があります。

使 用 料・・・ 市が設置又は管理する行政財産を利用していただいた場合に、その利用者から料金等を徴収するものです。
手 数 料・・・ 特定の人のために提供する役務に対し、その費用の全部又は一部を徴収するものです。

(10) 国庫支出金

平成 25 年度の国庫支出金は、表 14 のとおり、31 億 2 千万円で前年度に比べ 8 億 8 千万円 (39.1%) の増となりました。

国庫負担金は、児童手当費負担金 (3 千万円) 等が減となりましたが、障害者自立支援給付費負担金 (3 千万円)、生活保護費負担金 (6 千万円)、公立学校施設整備費負担金 (2 千万円) 等が増となったことにより 6 千万円の増となりました。

国庫補助金は、林業・木材産業構造改革事業費補助金 (2 億 4 千万円) 等が減となりましたが、公立学校施設整備費補助金 (4 千万円)、平成 24 年度から新設された地域の元気臨時交付金 (9 億 4 千万円)、消防に係る社会資本整備総合交付金 (2 千万円) 等が増となったことにより 8 億 2 千万円の増となりました。

委託金は、2 千万円で前年度とほぼ同額となりました。

表14 国庫支出金決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成 25 年度		平成 24 年度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A-B	伸 び 率 (A-B)/B
国 庫 負 担 金	1,369,823	43.9	1,311,839	58.5	57,984	4.4
国 庫 補 助 金	1,734,157	55.5	913,759	40.7	820,398	89.8
委 託 金	18,299	0.6	18,697	0.8	△ 398	△ 2.1
合 計	3,122,279	100.0	2,244,295	100.0	877,984	39.1

注) 表示単位未満四捨五入のため、計算が合わない場合があります。

国庫支出金	国が特定の事務事業に要する経費の財源として、交付する支出金のことです。
国庫負担金	仕事の性質に応じて当然の義務として国がその一部又は全部を負担するために交付されるものです。
国庫補助金	国が地方団体に対し、特定の施策の奨励又は財政援助の意味合いをもって交付されるものです。
委託金	純然たる国の事務の一部を市町村長等に委任した場合に要する経費の全額が交付されるものです。

(11) 県支出金

平成25年度の県支出金は、表15のとおり、9億6千万円で前年度に比べ1億1千万円(12.8%)の増となりました。

県負担金は、障害者自立支援給付費負担金(1千万円)、生活保護費負担金(6百万円)等が増となったことにより2千万円の増となりました。

県補助金は、市町村合併支援交付金(5千万円)が減となりましたが、福祉医療費補助金(2千万円)、介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金(8千万円)、安心こども基金補助金(1千万円)、新規就農者総合支援事業補助金(1千万円)等が増となったことにより4千万円の増となりました。

委託金は、土砂災害情報相互通報システム整備事業補助金(4千万円)が増となったことにより4千万円の増となりました。

表15 県支出金決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成25年度		平成24年度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A-B	伸 び 率 (A-B)/B
県 負 担 金	453,447	47.0	429,592	50.3	23,855	5.6
県 補 助 金	366,017	38.0	323,237	37.8	42,780	13.2
委 託 金	144,509	15.0	101,562	11.9	42,947	42.3
合 計	963,973	100.0	854,391	100.0	109,582	12.8

注) 表示単位未満四捨五入のため、計算が合わない場合があります。

県支出金	都道府県が、特定の事務事業に要する経費の財源として市町村に交付するものです。
県負担金	事務の性質上当然法令によって負担を義務付けられているものです。
県補助金	交付対象事務事業の執行を奨励する必要から支出される任意的なものです。
委託金	本来都道府県が施行すべき事務であるが便宜上市町村に委託した方がより効率的、かつ経済的である場合にその経費の全額が交付されるものです。

(12) 財産収入

平成25年度の財産収入は、表16のとおり、4千万円で前年度に比べ1千万円(21.0%)の減となりました。

財産運用収入は、基金積み立てによる預金利子(2百万円)が増となったことで百万円の増となりました。

財産売払収入は、公用車売払収入(5百万円)が増となりましたが、土地売払収入(1千7百万円)が減となったことにより1千万円の減となりました。

表16 財産収入決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成25年度		平成24年度		比 較	
	決 算 額 A	構成比	決 算 額 B	構成比	増 減 A-B	伸び率 (A-B)/B
財 産 運 用 収 入	18,012	44.9	17,005	33.5	1,007	5.9
財 産 売 払 収 入	22,085	55.1	33,761	66.5	△ 11,676	△ 34.6
合 計	40,097	100.0	50,766	100.0	△ 10,669	△ 21.0

注) 表示単位未満四捨五入のため、計算が合わない場合があります。

財 産 収 入・・・ 地方公共団体が所有する財産(土地、建物等)の貸し付け、私権の設定、出資、交換又は売却等による収入です。

財産運用収入・・・ 財産(土地、建物等)の貸付け又は基金運用利息等の収入です。

財産売払収入・・・ 財産(土地、建物等)の売却代等による収入です。

(13) 寄附金

平成25年度の寄附金は、表17のとおり、3百万円となりました。

主な内訳は、児童福祉費寄附金28万円、環境衛生費寄附金13万円、消防費寄附金247万円等です。

表17 寄附金決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成25年度		平成24年度		比 較	
	決 算 額 A	構成比	決 算 額 B	構成比	増 減 A-B	伸び率 (A-B)/B
寄 附 金	3,054	100.0	905	100.0	2,149	237.5

寄 附 金・・・ 地方公共団体の行う事業に要する経費に充てるために受ける金銭のことです。

(14) 繰入金

平成25年度の繰入金は、表18のとおり、30億6千万円で前年度に比べ30億円(4,870.1%)の増となりました。

特別会計繰入金は、後期高齢者医療特別会計繰入金が1千2百万円の減、介護保険特別会計繰入金が1千3百万円の増により百万円の増となりました。

基金繰入金は、財政調整基金を30億円取り崩し、庁舎建設基金に積立てたことにより30億円の増となりました。

表18 繰入金決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成25年度		平成24年度		比 較	
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比	増減 A-B	伸び率 (A-B)/B
特別会計繰入金	59,584	1.9	58,606	95.1	978	1.7
基金繰入金	3,002,943	98.1	3,013	4.9	2,999,930	99,566.2
合 計	3,062,527	100.0	61,619	100.0	3,000,908	4,870.1

注) 表示単位未満四捨五入のため、計算が合わない場合があります。

繰 入 金・・・ 地方公共団体の一般会計、他の特別会計及び基金又は財産区会計間における現金の移動のことをいいます。

特別会計繰入金・・・ 特別会計の財源に剰余金が生じる場合に一般会計に繰り入れするものです。

基金繰入金・・・ 一般会計の歳入に不足が生じる場合に、財政調整基金や特定目的のために積み立てられた基金の取り崩しを行い、一般会計に繰り入れするものです。

(15) 繰越金

平成25年度の繰越金は、表19のとおり、15億1千万円で前年度に比べ1億8千万円(10.6%)の減となりました。

表19 繰越金決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成25年度		平成24年度		比 較	
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比	増減 A-B	伸び率 (A-B)/B
繰 越 金	1,512,296	100.0	1,691,433	100.0	△ 179,137	△ 10.6

繰 越 金・・・ 地方公共団体の前年度決算に剰余金が生じる場合、前年度から繰越されるものです。

(16) 諸収入

平成25年度の諸収入は、表20のとおり、2億円で前年度とほぼ同額となりました。

延滞金、加算金及び過料は、市税延滞金が1千1百万円の減となりました。

貸付金元利収入は、住宅新築資金等貸付金元利収入（3百万円）増となったことにより3百万円の増となりました。

雑入は、後期高齢者医療広域連合受入金（4百万円）、県互助会助成金受入金（3百万円）が減となりましたが、リサイクル回収品売払代金（4百万円）、コミュニティ事業助成金（1千7百万円）、が増となったことにより1千2百万円の増となりました。

表20 諸収入決算の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成25年度		平成24年度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A-B	伸 び 率 (A-B)/B
延滞金、加算金 及 び 過 料	17,695	8.5	27,184	13.4	△ 9,489	△ 34.9
貸付金元利収入	15,439	7.4	12,763	6.3	2,676	21.0
受託事業収入	261	0.1	236	0.1	25	10.6
雑 入	175,032	83.9	162,611	80.2	12,421	7.6
市 預 金 利 子	166	0.1	81	0.0	85	104.9
合 計	208,592	100.0	202,875	100.0	5,717	2.8

注) 表示単位未満四捨五入のため、計算が合わない場合があります。

諸 収 入・・・	収入の性質によってはいずれの収入科目にも組み込まれることのできないものです。
延滞金、加算金及び過料・・・	地方自治法及び地方税法の規定に基づき徴収する延滞金、地方税法に基づき徴収する加算金、地方自治法の規定に基づき徴収する過料のほか、他の法令の規定に基づき徴収されるものです。
市 預 金 利 子・・・	歳計現金及び歳入歳出外現金から生じた利子です。
貸付金元利収入・・・	一般会計から当該地方公共団体以外の者に直接貸し出された資金の元利収入されるものです。
受託事業収入・・・	国庫支出金又は県支出金に属するものを除き、国、他の地方公共団体、公社・公団等から委託された事業に係る収入です。
雑 入・・・	歳入科目のいずれにも該当しない収入です。

(17) 市債

平成25年度の市債は、表21のとおり、38億円で前年度に比べ4億5千万円（13.5%）の増となりました。これは、合併特例債による借入が増となったためです。合併特例債は、大安中学校校舎改築事業、員弁東小学校プール建設事業、防災施設整備事業（ヘリポート）、道路橋梁整備事業等により、23億1千万円発行しました。また、東日本大震災を教訓として、緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための事業に充てられる緊急防災・減災事業債を9千万円借り入れています。さらに、平成25年度から国で新たに創設された、東日本復興特別会計の全国防災事業を8千万円借り入れています。

平成25年9月に起こった台風に係る災害復旧のため、災害復旧事業債を2千万円発行しました。

国から地方交付税として配分されるはずの財源が不足しているときに発行する臨時財政対策債を13億円発行しました。

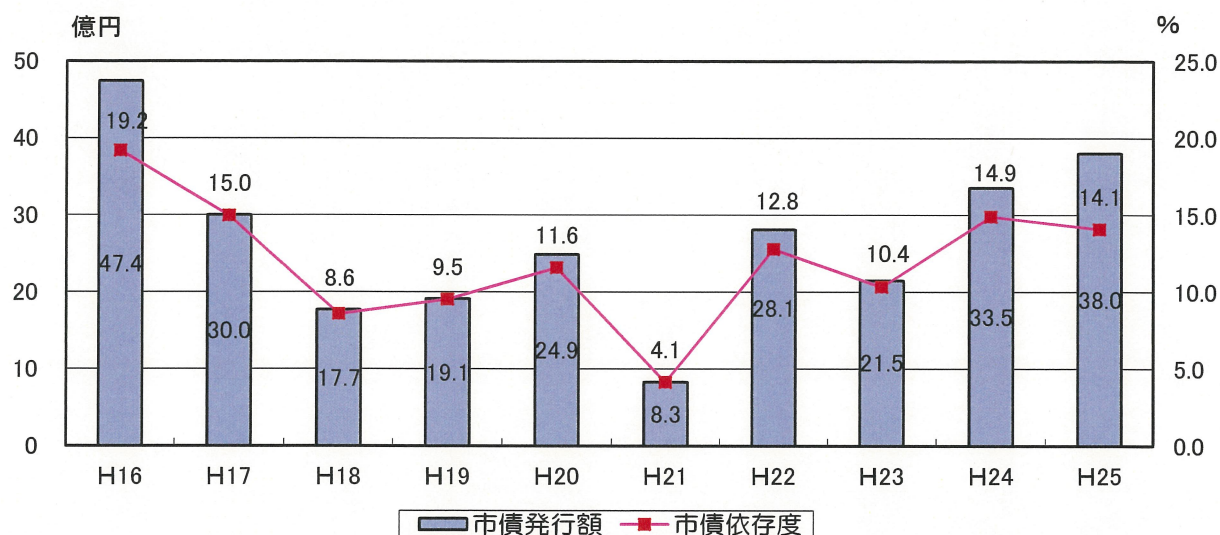
合併特例債の借入年度別状況は、表49（53ページ）をご覧ください。なお、市債発行額・依存度の推移は、図9をご覧ください。

表21 市債決算の状況

（単位：千円、％）

区 分	平成25年度		平成24年度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	増 減 A-B	伸 び 率 (A-B)/B
市 債	3,798,394	100.0	3,347,079	100.0	451,315	13.5

図9 市債発行額・依存度の推移



市 債・・・ 地方公共団体が事業を実施する際に一般財源や国庫支出金等の特定財源をもって充てるが、これ以上に財源が必要な場合に借り入れする資金です。

合併特例債・・・ 合併市町村が、まちづくり推進のため市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く10か年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債のことです。なお、今回、東日本大震災の関係で借入期間が5年間延長可能になりました。合併特例債によって充当できるのは対象事業費の95%以内で、その元利償還金の70%が普通交付税によって措置されます。

市債依存度・・・ 歳入総額に占める市債の割合です。